



[東ときわ台小学校](#) > [東ときわ台小の教育](#) > [宿泊行事における安全対策・対応](#)

宿泊行事における安全対策・対応

令和2年度（2020年度）宿泊行事における安全対策・対応について

東ときわ台小学校

宿泊行事を実施するにあたり、文部科学省や大阪府教育庁からのガイドラインに則って計画・実施を行います。以下に、留意事項を挙げています。

新型コロナウイルス対策について

◎児童・教職員・同行者の対策

- ・ 保護者からの参加同意書の提出
- ・ 児童への事前指導の徹底
旅行中の感染防止対策について（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える等）
- ・ 同居家族も含め、児童の出発前の健康観察の徹底
発熱・体調不良者の参加は控える
感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加の判断をする
- ・ 出発前の児童の体調確認（体温、体調チェック）
発熱や感染の疑いのある症状がある場合には、旅行参加を控える
- ・ 食事アレルギーや既往症の事前調査に加えて、新型コロナによる重症化リスクの可能性も事前に連絡
（主治医の見解に基づき、学校との協議により参加の是非を検討）
- ・ 旅行中の朝・昼・夕の定期的な検温を実施
体調不良者の発生等の場合には別室にて対応
- ・ 旅行中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1日1枚)
- ・ 輸送機関利用時、施設入館時、宿泊施設宿泊部屋入室時 トイレ使用后 食事前 等には、手洗いまたは消毒を徹底
- ・ 班行動中の行動経路・範囲の記録 厳格な計画を行い、当日変更も記録する

◎輸送機関利用上の対策

- ・空調装置・窓開けによる換気、設備や車両の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、乗務員の指導・管理徹底等
- ・座席については、乗り物内の換気機能を最大限に作動させ、全員がマスクを着用し、会話を控えるにすることを前提で、一人1席ずつの座席を利用
- ・乗車時には、必要最小限の出来るだけ会話を少なくする
- ・乗務員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等

◎宿泊施設での対策

- ・食事は一人ずつのセットメニューとし、コップやお箸等は使い捨て
- ※食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていない。
- ・定員を削減した部屋割りや入浴施設の利用等
- ・館内の設備・売店・トイレ等を利用する際には、「密」を避ける

◎持参物の追加について

- ・マスク、ハンカチ（1日1枚）
- ・体温計、ティッシュ
- ・マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等
- ・利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋

◎旅行実施中の発症者発生時の対応について

速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を実施。管轄保健所と医師の判断に従い、発症者と濃厚接触者への対応を実施。また、それらの関係者の意見を参考に、学校側と事後の行程に関する検討。 ※保護者にも状況連絡を行う。

◎旅行終了後の健康観察

参加者本人や同居の家族等も含めた健康状態の経過観察を、実施後2週間程度行う。

確認事項（8.21 現在の大阪府教育庁ガイドラインに基づいています。）

- ・計画の中止及び変更の可能性があります。また、実施しなかった活動の費用が保護者負担になる可能性もあります。
- ・旅行中に「風邪」の症状が続く場合や、「発熱」「倦怠感」「嗅覚・味覚障がい」の医師の指示等により、活動に参加できない可能性があります。
- ・陽性者に係る費用は、保護者負担となる項目もあります。（入院時の初診料や入院に必要な物品等）・濃厚接触者は離団し、別ホテルで2週間程度隔離となります。
- ・濃厚接触者は原則公共交通機関が利用できません。
- ・保護者が自家用車で迎えに来る場合、濃厚接触者は滞在せず規範できる場合があります。

- ・濃厚接触者とその保護者に係る費用（移動・宿泊等）は保護者負担となります。
- ・出発前に同居者が濃厚接触者になった場合、当該児童が旅行に参加することは可能であるが、出発後に同居者が陽性者となり、当該児童が濃厚接触者に特定された場合は、離団する等のリスクがあります。

緊急対応について

◎緊急時に備えて、『学校旅行総合保険』に加入しています。

◎活動中の怪我や病気

- ・地元医院にて受診する場合、保護者に連絡。保険証のコピーをFAXで。
- ・手術などの必要が生じた場合は、保護者の方の了承の上行う。

◎活動離脱の場合の対応

- ・医師から活動離脱の診断がなされた場合、保護者の方のお迎えをお願いします。
⇒保護者の方のお迎えの交通費は、往復、『学校旅行総合保険』の対象になりません。

必ず、領収書が必要。

自家用車利用：往復のガソリン代・高速代（ETCカード可）

公共交通機関利用：運賃（無人券売機で領収書が出ない切符購入は不可）

タクシー利用：車を運転できない条件が必要

*この保険を適用した場合、事後、保護者の方が保険会社と直接手続き(書類の提出等)

*必要に応じて、医師の診断書が必要となった場合は、現地医院から発行。

費用は、この保険の対象外で保護者負担。

宿泊行事中の連絡について

学校からメール連絡は ①現地到着時 ②2日目の朝 ③現地出発時 の3回です。

帰校時刻の大きな変更等がある場合は、追加でメール配信しますので、修学旅行期間中は学校連絡メールに注意をお願いします。

登録日: 2020年9月19日 / 更新日: 2020年9月20日